

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 5 月 9 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条・第3条関係）				別表第1（第2条・第3条関係）			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1 ） 6	……略……	……略……	…略…	1 ） 6	……略……	……略……	…略…
7	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録及び鑑札の交付（ <u>動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定の適用を受ける場合を除く。</u> ）	犬の登録（鑑札の交付を含む。）手数料	1頭に つき 3,000円	7	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録及び鑑札の交付	犬の登録（鑑札の交付を含む。）手数料	1頭に つき 3,000円
8 ） 75	……略……	……略……	…略…	8 ） 75	……略……	……略……	…略…

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。